

常滑市立地適正化計画・緑の基本計画策定委員会

緑の基本計画 都市の緑の現況

構成・目次

1. 緑の基本計画とは ······ P2
2. 今回の改定の経緯 ······ P5
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象 ··· P7
4. 常滑市の現況 ······ P9
5. 課題抽出の視点と課題の整理 ······ P21

次 第

1. 緑の基本計画とは
2. 今回の改定の経緯
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象
4. 常滑市の現況
5. 課題抽出の視点と課題の整理

緑の基本計画とは

- 都市緑地法第4条に「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されているもの
- 都市の緑の将来像を示し、その実現に向けた施策を計画的に推進するための指針となる

対象区域

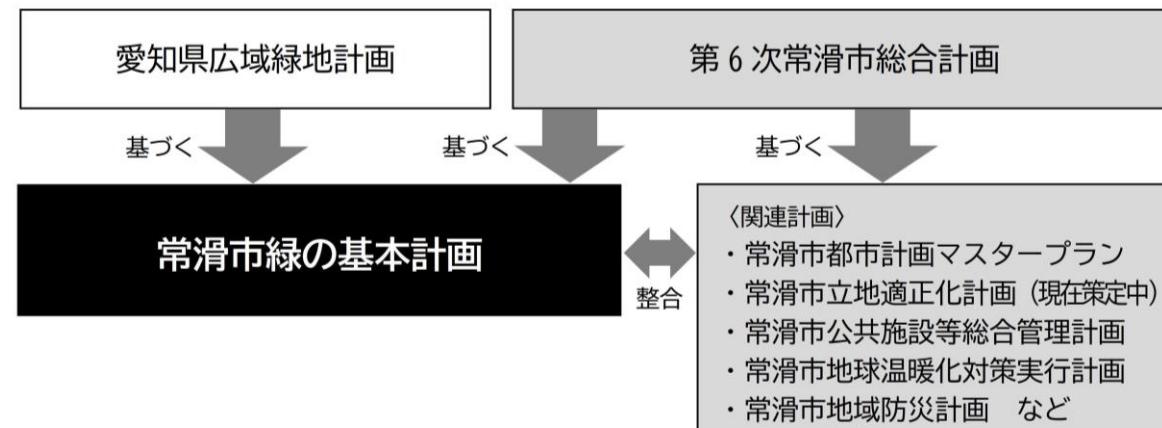
- 常滑市全域（知多都市計画区域）

計画期間

- 市都市計画マスタープラン等の改定時期と合わせるため、2027(令和9)年度から2040(令和22)年度（13年間）（社会情勢の変化や法律の改正など、必要に応じて見直しを行う）

計画の位置付け

常滑市緑の基本計画の位置付け



愛知県広域緑地計画とは

- ・ 愛知県の都市計画区域の緑に関する計画や目標を示すもので、市町村の「緑の基本計画」の指針としての活用が期待される計画
- ・ 愛知県の緑の基本方針や施策などを示す

計画の理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～

3つの緑と基本方針

3つの緑	基本方針
いのちを守る緑	緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり
暮らしの質を高める緑	良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり
交流を生み出す緑	多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり

次 第

1. 緑の基本計画とは
2. 今回の改定の経緯
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象
4. 常滑市の現況
5. 課題抽出の視点と課題の整理

2. 今回の改定の経緯

都市農地の位置づけの変化

- 法改正により、「緑地」の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市農地の保全や活用に関する制度が充実

第6次常滑市総合計画（将来都市像）

とことん住みたい 世界とつながる
魅力創造都市

常滑市都市計画マスタープラン（都市づくりの目標）

世界に開かれた交流と成長を支え、感動を生む都市

人・文化・自然を守り育み、心地よさを感じられる都市

・市街地をとりまく農地、森林の保全・活用

ともに創り・使い、未来につなぐ都市

国の「緑の基本方針」の策定

- 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の課題解決に向け、都市の緑地の質・量の両面での確保を推進
- 実現のための施策に、市町村の「緑の基本計画」の策定促進
- 市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等）

常滑市と国の動き

1995.3 (前回) 常滑市緑の基本計画 策定

2017 都市緑地法等 改正

2020.6 常滑市都市マス 策定

2022.4 第6次常滑市総合計画 策定

2024 都市緑地法等 改正

常滑市緑の基本計画
改定へ

次 第

1. 緑の基本計画とは
2. 今回の改定の経緯
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象
4. 常滑市の現況
5. 課題抽出の視点と課題の整理

みどりの計画の構成(案)

第1章 計画の改定にあたって

第2章 社会情勢と上位・関連計画の整理

第3章 常滑市の緑の現況と課題

第4章 緑の保全及び緑化の目標

第5章 緑の配置の方針その他の緑の保全及び
緑化の推進の方針

第6章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

第7章 都市公園の整備及び管理

など

今回（第1回委員会）

次回（第2回）以降

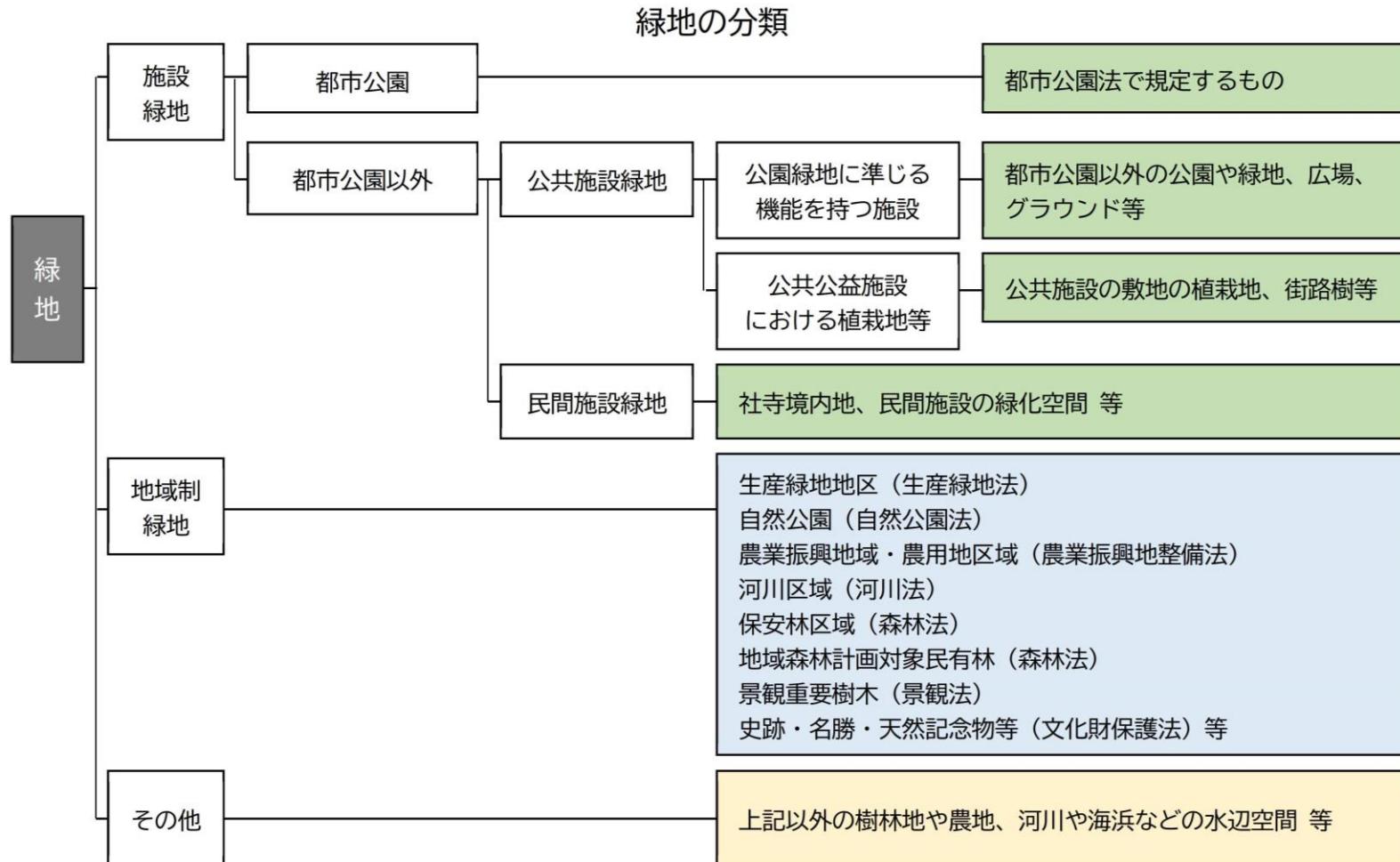
都市緑地法による基本的な事項を基に
改定作業を推進

次 第

1. 緑の基本計画とは
2. 今回の改定の経緯
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象
4. 常滑市の現況
5. 課題抽出の視点と課題の整理

計画の対象とする緑地

- 本計画では、都市公園やその他の公園緑地のほか、緑の保全に関する法律によって規制されている緑地などを対象



緑地の面積と分布

- 緑地の面積：3,085.8ha
- 緑地率：55.2%

土地利用の現況

市街化区域

- 社寺林等の山林そのほかの自然地がまばらに分布
- 市中央部や中部臨空都市の海沿いなどに公共空地

市街化調整区域

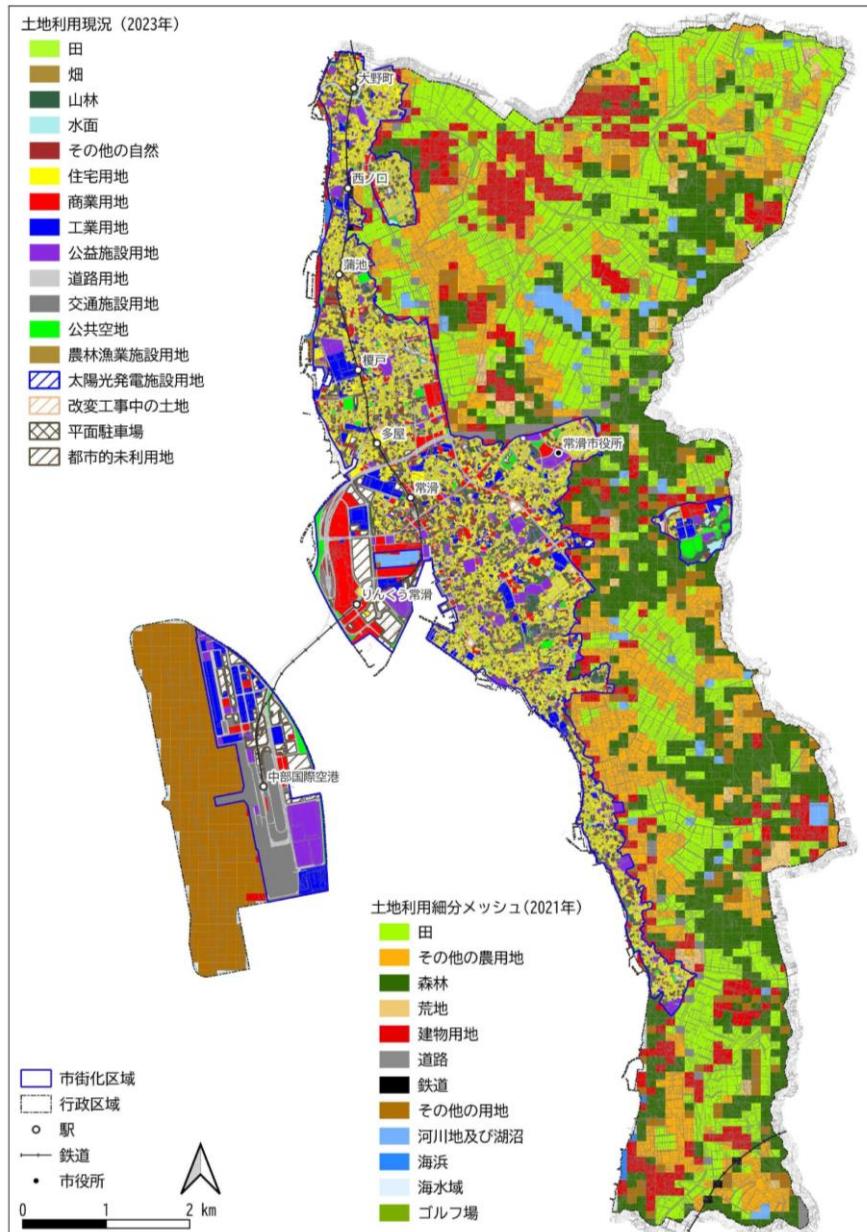
- おおむね田やその他の農用地、丘陵地は森林、前山ダムなどの水面（河川地及び湖沼）がまばらに分布

緑地の面積（単位：ha 緑地率を除く）

緑地の内訳・項目	市街化区域	市街化調整区域	市全体
田	2.5	1,202.4	1,204.9
畠（その他の農用地）	39.5	751.4	790.8
山林（森林）	48.6	841.2	889.8
水面（河川地及び湖沼、海浜、海水域）	18.8	82.2	101.1
その他の自然地	55.3	—	55.3
公共空地	44.0	—	44.0
緑地合計（A）	208.6	2,877.2	3,085.8
区域全体（B）	1,621.0	3,969.0	5,590.0
緑地率（A/B）	12.9%	72.5%	55.2%

出典：令和5年都市計画基礎調査、国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（2021（令和3）年）、
令和6年都市計画現況調査

緑地等の土地利用の現況



出典：令和5年都市計画基礎調査、国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（2021（令和3）年）

緑被の面積と分布

- 市全体

緑被面積 : 3,867.1ha

緑被率 : 69.2%

- 市街化区域

緑被面積 : 542.2ha

緑被率 : 32.3%

- 市街化調整区域

緑被面積 : 3,342.9ha

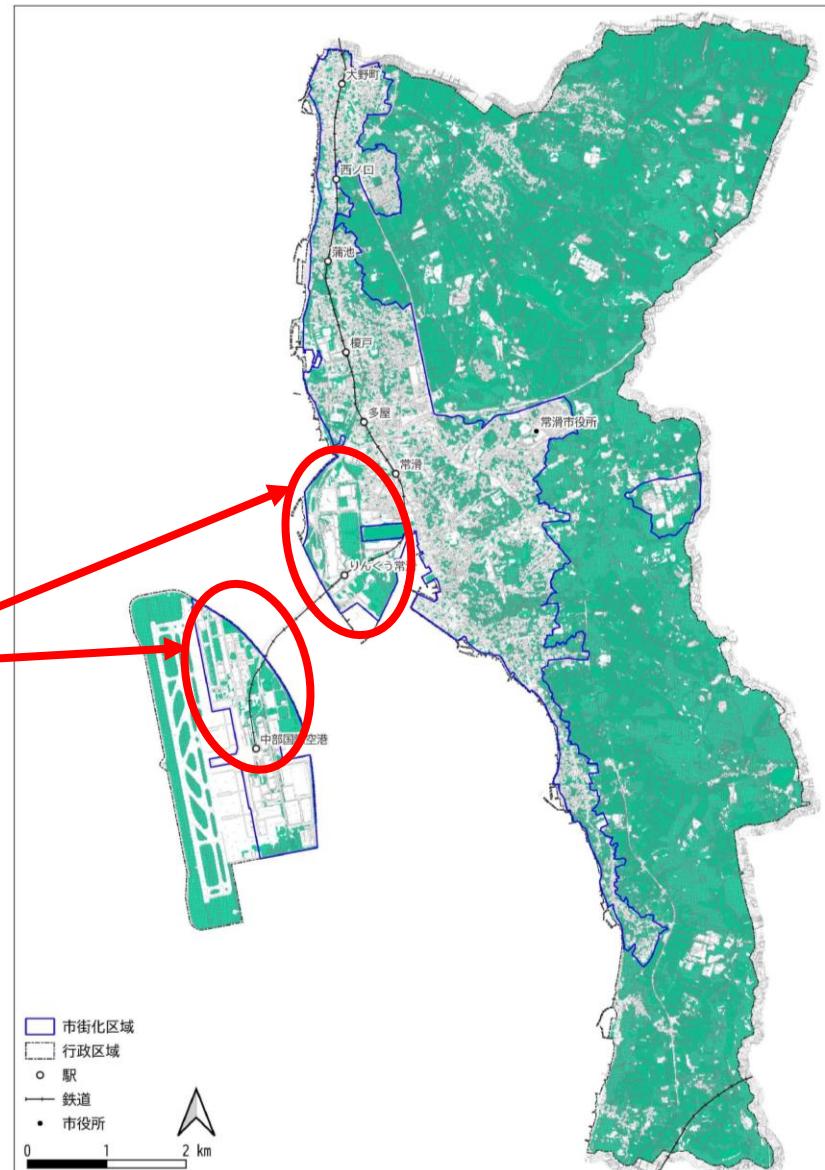
緑被率 : 84.2%

- 特に中部臨空都市でまとまった緑被
→**都市的未利用地の草地**

緑被とは

- 本計画では、航空写真等で上空から見た際に樹林や草地などの緑で覆われている土地や水面のこと
- 緑地との違い：緑地としてカウントしていない宅地の緑、空き地等の緑も算入している。
- 一般的には緑地面積 < 緑被面積
- 国が策定したの緑の基本方針では、市街地の緑被率が3割以上となることを目指すとされています。

緑被の分布



出典：ESA衛星情報データベース sentinel-2 (NDVI 0.2以上のメッシュを緑被として抽出)、JAXA日本域高解像度土地利用土地被覆図(2024年)（水域、水田、畠地、湿地、農業用温室、岩礁・干潟）より作成

都市公園等の面積と分布

都市公園

- 36か所、面積約57.3ha
- 市民一人当たりの公園面積：9.64m²/人
※国の目標基準：10.0m²/人
- 街区公園等：新興住宅地に多く分布

都市公園以外の施設緑地

- 74か所、面積約18.4ha
- 児童遊園・ちびっこ広場：市街化区域及び市街化調整区域に立地
- 農村公園：市街化調整区域にのみ立地
- ダム公園：前山ダム公園

道路植栽

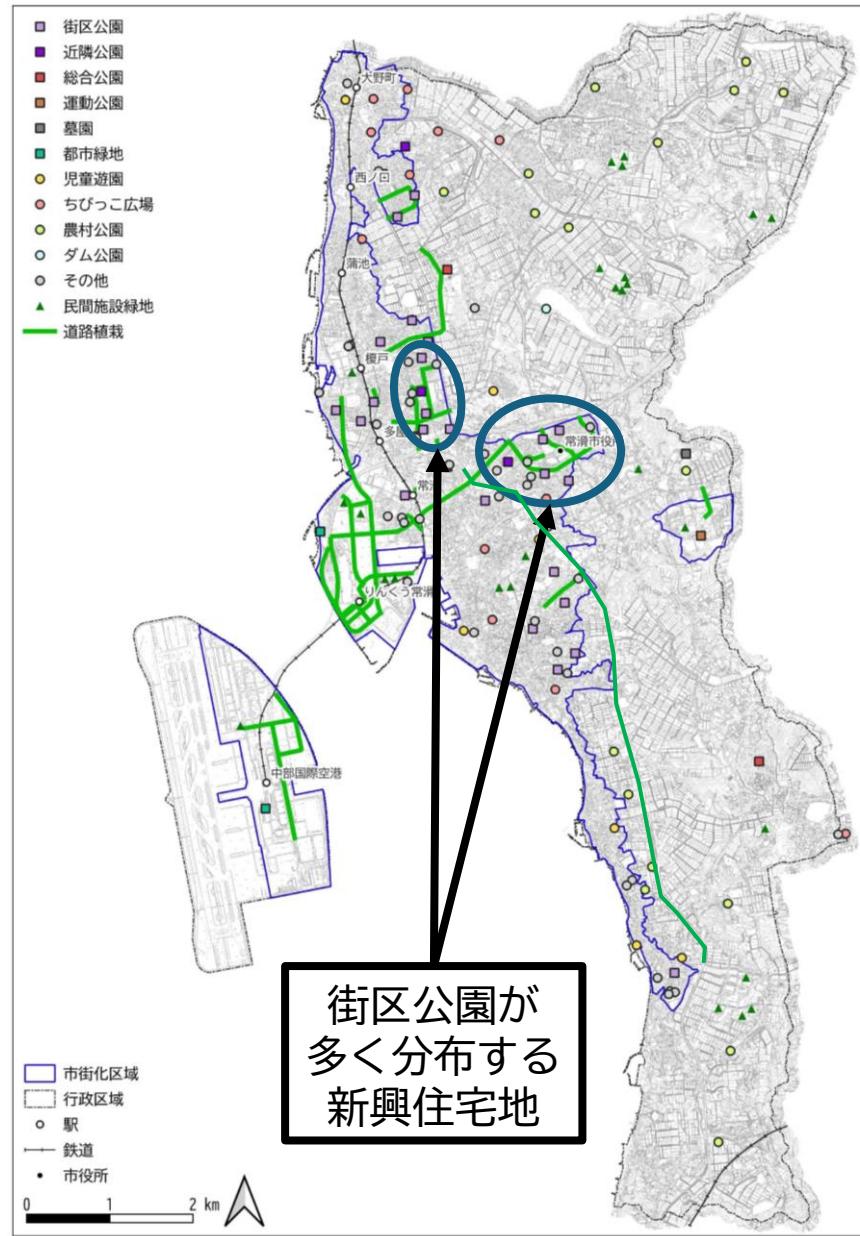
- 36路線、総延長23,220m
- 植栽場所：中部臨空都市や飛香台などの大規模な造成地

民間施設緑地

(工場立地法による工場の緑化面積)

- 27か所、面積約15.21ha

都市公園等の施設緑地の分布



地域制緑地の現況

市街化区域

- 生産緑地地区：面積1.50ha

市街化調整区域

- 自然公園、農業振興地域 農用地区域、
保安林、地域森林計画対象民有林、県
指定文化財の多賀神社社叢
：面積2,838.41ha（重複を除く）

地域制緑地の面積（単位：ha）

区分	市街化区域	市街化 調整区域	市全域
法によるもの	12.18	4,848.68	4,860.86
生産緑地地区	1.50	0.00	1.50
自然公園	2.06	672.80	674.87
農業振興地域 農用地区域	0.00	3,603.00	3,603.00
保安林	0.00	143.00	143.00
地域森林計画対象民有林	8.62	429.88	438.49
史跡名勝天然記念物	0.00	0.32	0.32
地域制緑地の重複	0.00	2,009.27	2,009.27
計	12.18	2,839.41	2,851.59

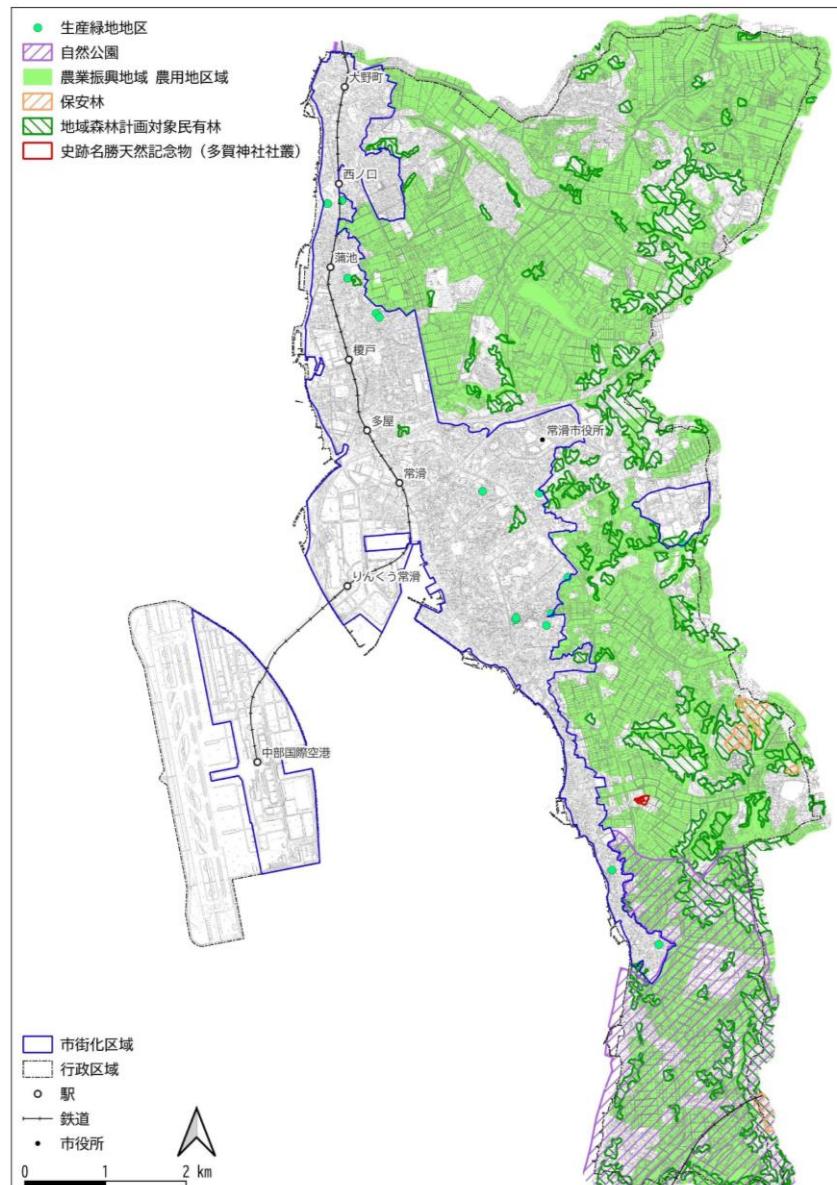
※「計」は「法によるもの」の合計から「地域制緑地の重複」を除いた値です。

出典：生産緑地地区：令和6年都市計画基礎調査 農業振興地域 農用地区域：
常滑農業振興地域整備計画（令和5年3月改定）計画書 自然公園、保
安林、地域森林計画対象民有林：国土数値情報（2011、2015年） 史跡
名勝天然記念物（多賀神社社叢）：尾張西三河地域森林計画変更計画書
(愛知県)

地域制緑地とは

- 法などによる土地利用の規制誘導によって確保される緑地のことです。

地域制緑地の分布



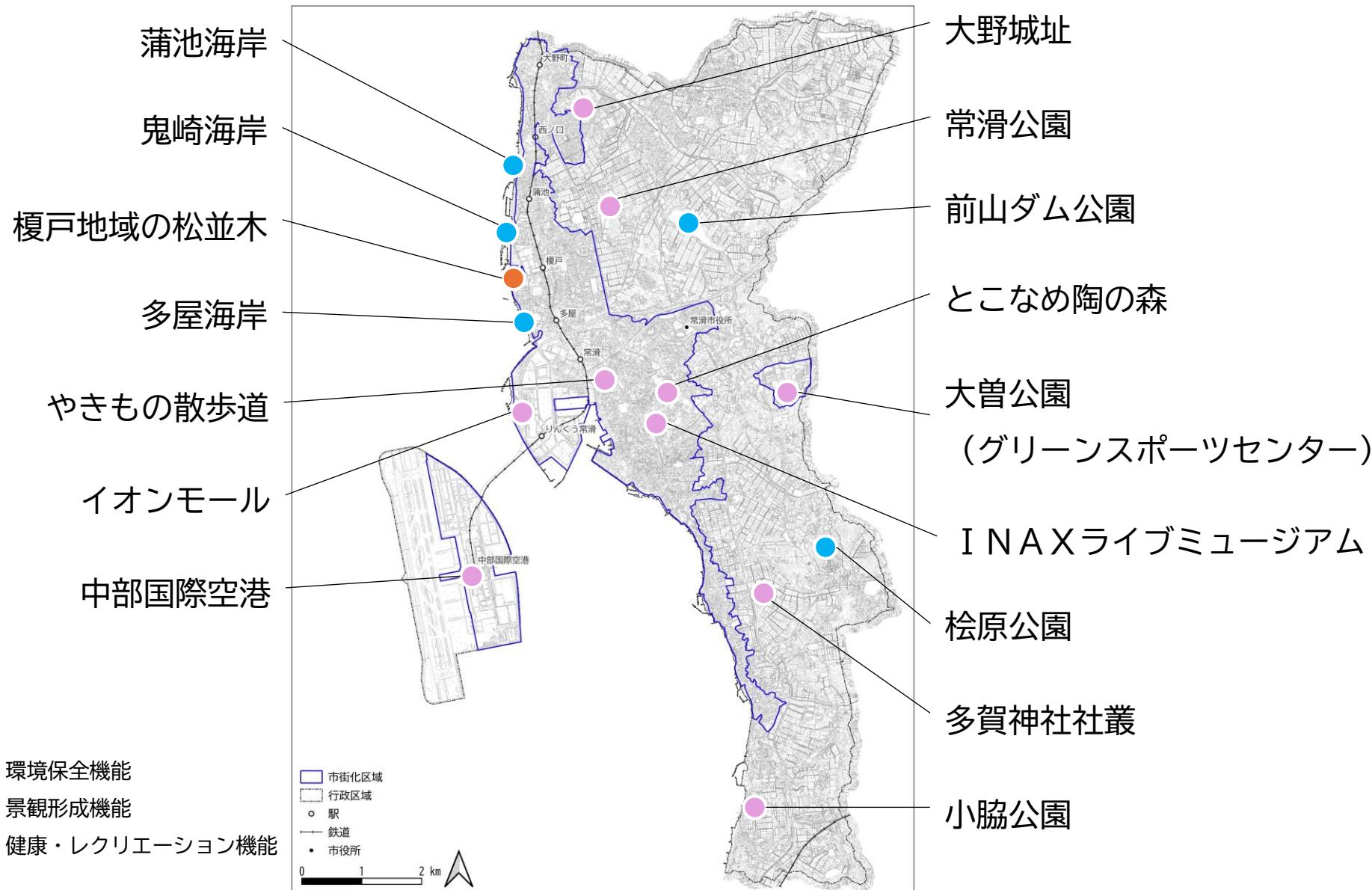
出典：生産緑地地区：府内資料より作成 自然公園、農業振興地域 農用地区域、保安林、地域森林計画対象民有林：国土数値情報（2011、2015年） 史跡名勝天然記念物（多賀神社社叢）：愛知県統合型地理情報システム マップあいち 森林情報マップより作成

都市の緑がもつ主な機能

- 本計画では、下記の4つの機能に分類して、都市の緑の概況を整理

機能	内容
環境保全機能	<ul style="list-style-type: none">二酸化炭素の吸収、大気の浄化、緑陰の提供、ヒートアイランド現象等の都市気象や騒音、振動の緩和、野生生物の生育地・生息地としての生態系の形成など
防災機能	<ul style="list-style-type: none">避難地や避難路、延焼の遅延や防止、消火活動・救援活動・復旧活動等の拠点など
景観形成機能	<ul style="list-style-type: none">自然景観や田園景観の形成、都市景観に潤いを与える、快適な生活環境や美しい景観の創出など
健康・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none">様々な余暇活動の場、休養・休息の場、運動・遊びの場の提供、質の高い生活空間の確保など

都市の縁がもつ主な機能を担う特徴的な緑地の位置



機能別の緑地の概況（1）環境保全機能

生物の生息状況

- 蒲池海岸や鬼崎海岸、多屋海岸などの砂浜：ハマヒルガオの群生地
- 桧原公園：コマドリ、ミサゴなどの野鳥が飛来
- 前山ダム公園：カワウなどの野鳥が飛来

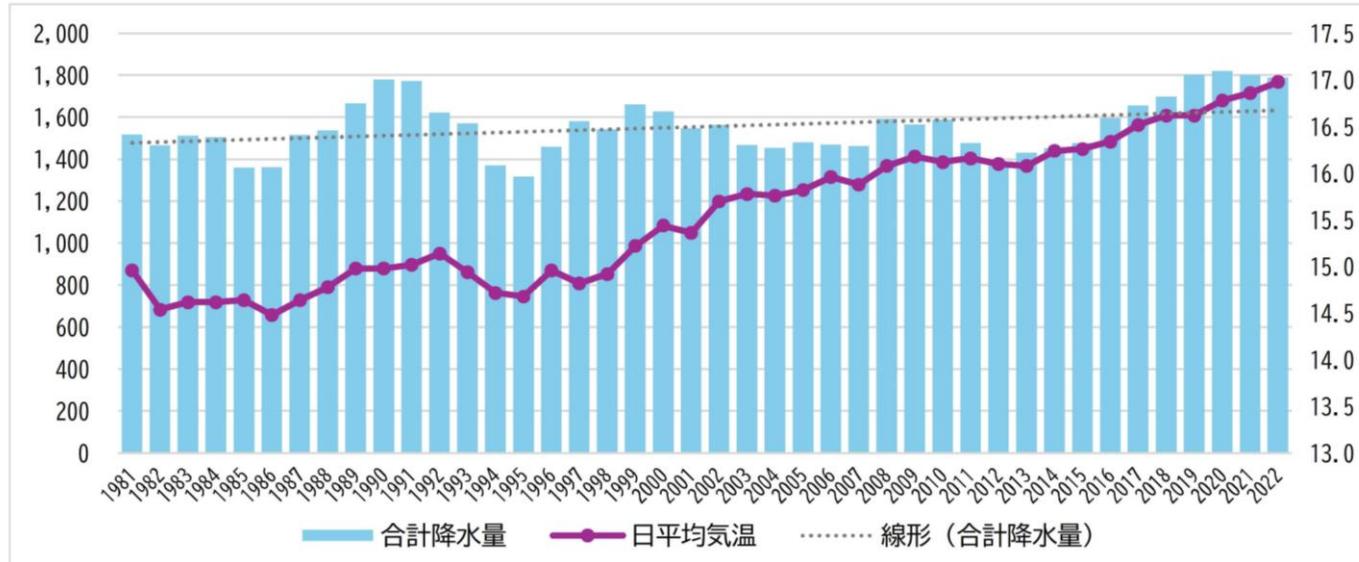
都市の気温

- 気温は平均おおむね15～16°C
- 年間降水量はおおむね1,000～2,000mm
- 気温は上昇傾向、降水量も増加傾向**



出典：とこなめ観光ナビWebページ 多屋海岸

本市付近の年間降水量と日平均気温の推移（5年中央移動平均）



参考：気象庁 過去の気象データ 南知多（愛知県）年ごとの値

機能別の緑地の概況（2）防災機能

- ・ 南海トラフ巨大地震や豪雨、台風による風水害のおそれ
- ・ 災害発生時の市民の安全な避難のため、公園や広場、グラウンド、社寺境内地などの都市の緑についても広域避難場所や一時避難場所に指定

機能別の緑地の概況（3）景観形成機能

榎戸地域の松並木

- ・ 沿岸の道路は、松並木を中心とした街路樹等により、緑豊かな環境が形成



榎戸の防風林



市道海岸線の沿道



井口川沿い

機能別の緑地の概況（4）レクリエーション機能

レクリエーション施設・観光地

- レクリエーション施設：大曾公園（グリーンスポーツセンター）や常滑公園、小脇公園など
- 観光地：やきもの散歩道やとこなめ陶の森、INAXライブミュージアム、中部国際空港、イオンモールなど



出典：大曾公園再整備基本計画（案）

中部国際空港（セントレア）



出典：とこなめ観光ナビ Web ページ セントレア（中部国際空港）

歴史的な緑や指定文化財

- 大野城址、多賀神社社叢など
- 緑の空間に関係が深い文化財：史跡7件、天然記念物8件



出典：常滑市 Web ページ 施設案内 城山公園

大野城址



出典：府内資料

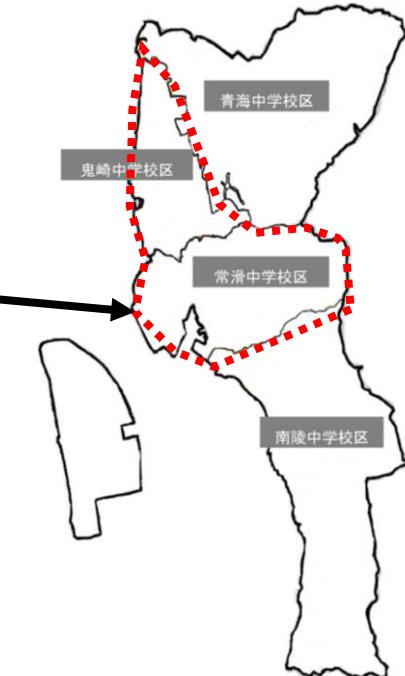
多賀神社の社叢

緑に関する市民意識

- 本市に今後も住み続けたいと思う理由「自然環境や景観が良いから」は全体で約4割
- 鬼崎地区や常滑地区では「自然環境や景観が良いから」と思う人が、青海地区や南陵地区よりも少ない

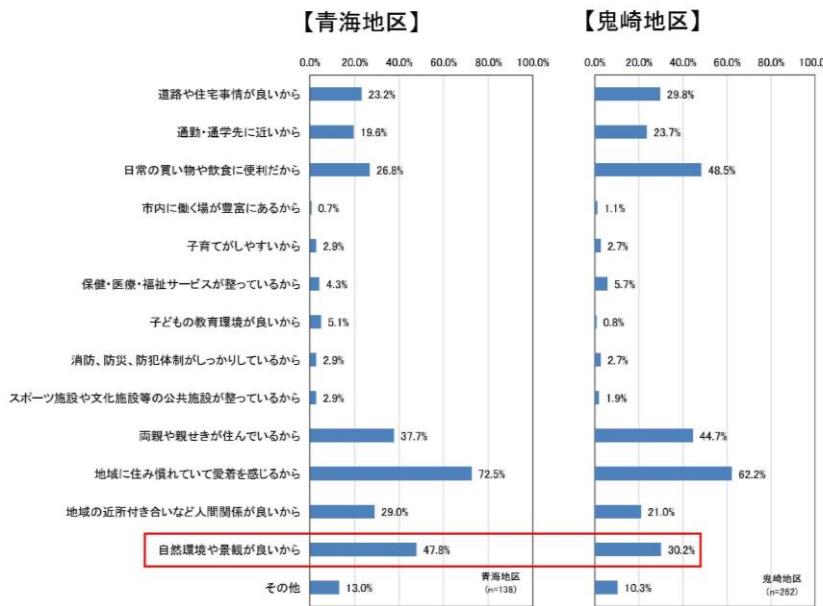
【中学校区域図】

(注)「〇〇地区」は、中学校区の区域。区域図は下図参照

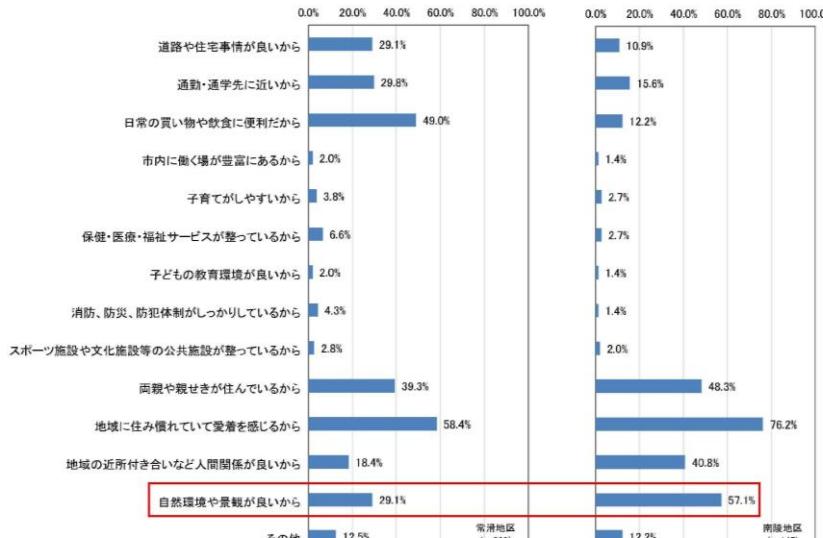


市中心部や北部の海沿いでは、「自然環境や景観が良いから」住み続けたいという人が比較的少ない

今後も住み続けたいと思う理由（地区別回答結果）



【常滑地区】



次 第

1. 緑の基本計画とは
2. 今回の改定の経緯
3. 緑の基本計画の構成と第一回委員会の対象
4. 常滑市の現況
5. 課題抽出の視点と課題の整理

本計画の 課題抽出の 視点		視点別の主な都市の緑の現況	緑に関する課題
県広域計画 の3つの緑	いのち を守る 緑	<p>緑地の 保全・ 量の 確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハマヒルガオ群生地 ・ 桧原公園などでは野鳥が飛来 ・ 気温は上昇傾向にあり、降水量も増加傾向 ・ 避難場所等に指定されている緑地あり ・ 市街化区域の緑被率は32.3%、都市的未利用地の草地を含む ・ 街区公園等は新興住宅地に多く分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物の生息地であり、都市気象の緩和などの重要な機能を担う緑地の保全と活用による緑のネットワークの維持 ・ 公園の整備などによる緑地の確保、保全
暮らし の質を 高める 緑	暮らし の質の 向上	<p>緑地の 質の 向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 榎戸地域の松並木 ・ 海辺や丘陵の森林など水と緑に親しめる景観 ・ 運動公園や総合公園、県立自然公園のほか、海水浴場など ・ 観光地：やきもの散歩道やINAXライブミュージアム、中部国際空港、イオンモールなど ・ 歴史的な緑：大野城址など、史跡や天然記念物 ・ 市街化区域の緑被率は32.3%、都市的未利用地の草地を含む【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成やレクリエーション機能を担う特徴的な緑地における市民の交流の場や観光地としての質の向上と利用促進 ・ 市街地の都市的未利用地の計画的な土地活用の促進 ・ 公共施設や民間施設での質の高い緑の確保
交流を 生み出 す緑	多様な 主体 との 連携	<p>多様な 主体 との 連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域の緑被率は32.3%、都市的未利用地の草地を含む【再掲】 ・ 住み続けたいと思う理由をみると、「自然環境や景観が良いから」は4番目に多いが地域差がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と市民や市民団体、民間事業者などの多様な主体との連携 ・ 将来的な人口減少と高齢化を見据えた新たな担い手の参画促進、緑を通じた地域コミュニティの形成

みどりの計画の構成(案)

第1章 計画の改定にあたって

第2章 社会情勢と上位・関連計画の整理

第3章 常滑市の緑の現況と課題

第4章 緑の保全及び緑化の目標

第5章 緑の配置の方針その他の緑の保全及び
緑化の推進の方針

第6章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

第7章 都市公園の整備及び管理

など

今回（第1回委員会）

次回（第2回）以降

都市緑地法による基本的な事項を基に
改定作業を推進